

広島県告示第七百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和五年五月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和五年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|----------|--|----------|
| 一般国道三二四号 | 庄原市西城町熊野字梶谷山五四〇一番一五地先から庄原市西城町熊野字梶谷山五四〇一番一五地先まで | 令和五年五月一日 |